

尾張旭市監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和5年11月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 若 杉 たかし

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

都市整備部（都市計画課、都市整備課・三郷駅周辺整備推進室、土木管理課、公園農政課）

3 監査の期間

令和5年9月25日から令和5年10月30日まで

4 監査の方法

令和5年度（令和5年8月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部不適切なものが次のとおり見受けられた。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの）

- (1) 行政財産目的外使用料について、使用料算定の根拠となっている尾張旭市道路占用料条例の一部改正により、令和5年4月1日から改定されているが、改定前の使用料のまま納付の請求を行っている。（都市整備課）
- (2) 普通財産の貸付けについて、共架電線に対する貸付料を尾張旭市道路占用料条例第2条で定める額に相当する額として算定しているが、1メートル未満の端数を切り上げずに算定し請求を行っている。（土木管理課）

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

上下水道部（経営政策課、下水道課、浄化センター、上水道課）

3 監査の期間

令和5年9月25日から令和5年10月30日まで

4 監査の方法

令和5年度（令和5年8月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。